

大仙市競争入札心得

（趣旨）

第1 この心得は、大仙市が執行する競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加してください。

（法令等の遵守）

第2 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、大仙市財務規則、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱、その他の法令並びにこの心得、入札公告（公募型指名競争入札にあつては入札参加者の公募に係る告示等）及び指名通知において指示された事項、大仙市入札参加にあたっての留意事項及び現場説明事項等を遵守してください。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共の入札に参加する者としての態度を保持してください。

（入札条件等の熟知）

第3 原則として入札説明会等はありません。入札参加者は、設計図書や仕様書等の閲覧により、入札条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札してください。

（入札への参加者）

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- （1） 入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者
- （2） 正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

（入札保証金）

第5 入札参加者は、入札前に現金又は大仙市財務規則で定める有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される場合があります。

- （1） 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずる者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札の終了後直ちに還付しますが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付します。

3 入札保証金には、利子を付さないこととします。

(入札の辞退)

第6 入札参加者は、入札の執行の完了（落札者の決定）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届を書面で提出しなければなりません。ただし、電子入札においては、各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができます。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式）を契約担当者に持参又は郵送により提出しなければなりません。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければなりません。

(3) 郵便入札にあっては、入札書等の提出期限を超えての入札辞退はできません。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第7 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、見積内訳明細書その他入札執行者に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはなりません。

3 入札参加者は、入札案件に関する非公表の情報を市職員から聞き出そうとするなどの入札制度の公平性、透明性及び競争性を損なうような不当な働きかけを行ってはなりません。

(入札の取止め等)

- 第8 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができるものとします。
- 3 入札辞退等により、入札日前日（電子入札においては入札書提出締切日時）までに入札参加者が1人以下となることが明らかになった場合には、入札を取り止めることがあります。ただし、入札公告等において入札参加者が1者であるときにおいても入札を執行する旨の記載がある場合はこの限りではありません。
- 4 条件付き一般競争入札において、入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、申請者がいないことが明らかになった場合は、入札を取り止めるものとします。

(入札の秩序)

- 第9 次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合があります。
- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏の行動をなす者

(入札)

- 第10 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、入札書を提出し、又は入札箱へ投入しなければならないものとします。ただし、郵便入札にあたっては、入札書等をあらかじめ指定した日時まで郵送又は持参により提出しなければならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければなりません。ただし、契約担当者の承諾を得て、又は契約担当者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによります。
- 3 代理人に入札をさせるときは、委任状を提出しなければならないものとします。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額としてください。なお、単価契約における取扱いについては、入札公告等において定めるものとします。

(入札書の書換等の禁止)

第 11 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(無効の入札)

第 12 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者(条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者を含む。)のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2 人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る金額を記載した者の入札
- (7) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札)
- (10) 電子入札において、紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (11) 建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ① 提出者の称号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ② 建設工事の件名の記載がないもの
 - ③ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
 - ④ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第 13 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札

参加者（電子入札システムにより入札した者を除く。）は開札に立ち会わなければならないものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、郵便入札においては、契約事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うこととし、原則として入札参加者の立会いは不要とします。

（落札者の決定）

第 14 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 落札者を決定したときは、直ちに口頭（郵便入札においては、電話等による連絡）、書面又は電子入札システムによりその旨を落札者に通知します。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第 15 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選、郵便入札においては、大仙市郵便入札実施要綱の規定による抽選により行います。

- 2 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

（再度の入札）

第 16 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことができるものとします。この場合において、再度の入札は原則として1回までとします。

- 2 前項による再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することができません。

- （1） 第 12 第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者
- （2） 第 12 第 12 号に該当し、入札を無効とされた者で、再度の入札に参加させる

ことが不相当と認められる者

- (3) 最低制限価格を設けた入札の場合において、最低制限価格を下回った価格で入札した者

3 第6から第8までの規定は、再度の入札の場合に準用するものとします。

(随意契約等)

第17 入札執行者は、再度の入札を行った結果、なお落札者とすべき者がいない場合は、予定価格と最低の価格の差が小差で、かつ、改めて入札手続きをすることが公共の利益を損なう恐れがあると認められるときは、最低入札者から見積書を徴し、随意契約をする場合があります。

2 第16の規定により再度入札を行い、又は前項の規定により見積書を徴してもなお、落札者が決定できないときは、再度の公告又は指名替えにより改めて入札を行うものとします。

(契約保証金)

第18 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の3）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれか（役務的保証にあっては、契約金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証）を付さなければならないものとします。ただし、あらかじめ契約担当者が、契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

2 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができるものとします。

(契約書の提出)

第19 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内（休日を含まない。）に契約を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではありません。

2 契約締結は、契約担当者から交付された契約書（電子契約サービスを使用して契約

担当者が作成した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）を含む。）に記名押印（電子契約書の場合は電子署名）することにより行うものとします。

3 落札者が第1項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失うものとします。

（異議の申立て）

第20 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることができないものとします。

（その他）

第21 入札参加者は、関係法令及び契約担当者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならないものとします。

附 則

この心得は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行する。